

固定資産の管理の不備

| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
|---------------------------|---|---|---|
| <p>大阪府中小企業 信用保証協会</p> | <p>1 以下の本社移転工事について、工事完了検査を実施した証跡が残っていなかった。また、工事の完了検査実施について、ルールが整備されていなかった。</p> <p>(1) 稟議書 No. 40 で決裁を経た以下の工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 間仕切工事 39,375千円 ・ 自動扉工事 9,135千円 ・ 造作カウンター設置工事 840千円 ・ ルーバー工事 840千円 ・ シート工事 315千円 ・ プロジェクター設置工事 945千円 ・ 入退室管理システム設置工事 9,345千円 ・ カーペット工事 7,980千円 <p>(2) 稟議書 No. 52 で決裁された以下の工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐火書庫室、資料室、倉庫設置工事 14,122千円 <p>(3) 稟議書 No. 63 で決裁された以下の工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家具及び内装工事 73,783千円 <p>2 固定資産の実査として、本店の総務課及び支店の業務管理課等が固定資産台帳と現物の照合を実施したとのことであるが、証跡が残されていなかった。また、固定資産の実査について、実施者、照合方法、実施結果の記録、報告方法等のルールが整備されていなかった。</p> <p>3 上記新規取得した固定資産（6件）について、下記の固定資産については、品質、形状又は用途が特殊な事業用動産、備品として品目シールが貼付されていなかった。</p> <p>(1) 固定資産 No. 420 4階パーテーション 間仕切り その他のもの</p> <p>(2) 固定資産 No. 439 HVR（監視カメラ）システム 光学機器 カメラ、映写機</p> | <p>1 引渡しを受けた工事が仕様書通りであるか確認するため、工事の完了検査実施のルールを整備し、適切に運用されたい。</p> <p>2 固定資産の実査が適切に行われない場合には、固定資産の紛失や遊休などの状況を適時に認識できなくなる懸念がある。</p> <p>固定資産台帳と現在の状況との乖離が生じることのないよう、団体の実態に合った固定資産実査の方法を検討し、計画的かつ適切な固定資産実査を実施されたい。</p> <p>3 品質、形状又は用途が特殊な事業用動産、備品を除き、固定資産コード及び什器備品管理コードを記載した品目シールを貼付すべき点が規定されている。パーテーションや監視カメラ等は、品質、形状又は用途が特殊とはいえないものであり、固定資産台帳と現物の照合確認を行う際の識別を容易にするため、固定資産台帳と照合可能な品目シールの貼付をされたい。</p> | <p>1 本社移転時、施工業者立会いで、引渡しを受けた工事が仕様書通りであったことの確認はしていたが、その証跡が残っていなかった。</p> <p>今後は、工事完了検査を行った際、仕様書通りであることを確認した証跡を残すため工事完了確認書を作成することとする。</p> <p>2 固定資産台帳に基づき現物照合を行っていたが、実査報告書等の証跡がなかったため、平成26年2～3月の固定資産実査から、実施者、照合方法を明確にし、実査報告書を経理課へ提出することで証跡を残すよう対応した。</p> <p>今後、固定資産の紛失や遊休などの状況を確認するため、毎年度固定資産台帳と現物の照合を行い、実査報告書により証跡を残すこととする。</p> <p>3 新本店のパーテーションや監視カメラ等には品目シールを貼付していなかったが、固定資産台帳と現物の照合確認を行う際の識別を容易にするため、品質、形状又は用途が特殊なものを除く事業用動産については、品目シールを貼付した。</p> |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | <p>【固定資産・備品管理規程】 第9条 事業用資産及び備品の管理責任者は、 事業用動産及び備品には、品質、形状又は用途が特殊なものを除き、固定資産コード及び 什器備品管理コードを記載した品目シールを 貼付しなければならない。</p> | |
|--|--|--|--|

タクシーチケット管理の不備等

| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
|--------------------------------|---|---|--|
| <p>地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所</p> | <p>府のタクシーの使用基準及び使用簿を準用して利用しているが、平成24年度において、使用理由の記載がないものが14件、使用者の記載漏れが2件あった（年間使用件数166件）。</p> | <p>タクシーの適切な利用のために、使用者、使用理由を必ず記載されたい。また、当該内容を明文化するために、法人独自のタクシーの使用基準及び使用簿を定められたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>（参考）大阪府庁内のタクシーの使用に関するポータルサイトにおいて、タクシー使用簿の使用理由欄には、以下の例を挙げ、具体的な内容を記載する必要があるとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ダンボール〇〇箱の△△の荷物を、××事務所に運搬する必要があるため」 ・「〇〇業務のため、公共交通機関の利用が不可能な早朝に出勤する必要があるため」 ・「時間外勤務が深夜に及んだため」 </div> | <p>法人独自のタクシー使用基準及び使用簿を制定し、所内職員に周知した。 今後は、記載漏れがないよう適正に事務を行う。</p> |
| | <p>書損等で使用されなかったチケットについて、シュレッダー処分されていた。</p> | <p>タクシーチケットに関する不正（目的外使用、横流し等）を未然に防止するために、書損等で使用されなかったチケットについて、シュレッダー処分をせず、未使用の事実を明らかにするために保管するよう改められたい。</p> | <p>所内のタクシーチケット管理者に周知し、今後は適正に事務を行う。</p> |

府営公園利用者の安全確保の対応の不備

| 対象部局室課名 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 | | | | | | | | | |
|--|--|----------------------------------|--------------------|--------------------|-----------|------------|------------|-----------|---------------------------|----------------------------------|--|--|
| 鳳土木事務所 (指定管理者・ 浜寺公園指定管 理グループ) | <p>府営公園施設については、利用者の安全を期す必要があるため、消防法に基づく消防施設の点検は府営公園指定管理者(以下「指定管理者」という。)が行うことになっており、点検の結果不備が判明した場合には、施設を管理している府(土木事務所)又は指定管理者による対応が必要となる。</p> <p>しかしながら、浜寺公園では以下のとおり、対応が不十分となっていた。</p> <p>1 公園管理事務所の自動火災報知設備について、浜寺公園の指定管理者である浜寺公園指定管理グループによる点検の結果、鳳土木事務所による更新が必要と判明したにもかかわらず、点検後1年以上更新がなされていない。 (検査日：平成24年9月25日)</p> <p>2 プール第1別館消防用設備の点検結果において、設備の一部である施設天井裏の自動火災報知設備感知器については、当該設備への開口部が確保されていないことを理由として、点検不可能となっている。このため、浜寺公園指定管理グループによる感知器の確認及び作動テストが3年以上行われていない。</p> <table border="1" data-bbox="457 1142 1484 1402"> <tr> <td></td> <td>1 公園管理事務所 消防用設備</td> <td>2 プール第1別館 消防用設備</td> </tr> <tr> <td>不備 判明日</td> <td>平成24年9月25日</td> <td>平成22年9月29日</td> </tr> <tr> <td>不備の 内容</td> <td>自動火災報知設備の受信機の 更新が必要な状態</td> <td>自動火災報知設備感知器の確認 及び作動テストができない状態</td> </tr> </table> | | 1 公園管理事務所 消防用設備 | 2 プール第1別館 消防用設備 | 不備 判明日 | 平成24年9月25日 | 平成22年9月29日 | 不備の 内容 | 自動火災報知設備の受信機の 更新が必要な状態 | 自動火災報知設備感知器の確認 及び作動テストができない状態 | <p>鳳土木事務所は、公園利用者の安全確保のために、更新が必要な消防設備について早急に更新されたい。</p> <p>また、鳳土木事務所及び浜寺公園指定管理グループは、点検が不可能となっている消防設備について、点検が可能となるよう開口部を確保するとともに、点検を早急を実施されたい。</p> <p>【消防法】 第17条の3の3 第17条第1項の防火対象物(政令で定めるものを除く。)の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等(第8条の2の2第1項の防火対象物にあつては、消防用設備等又は特殊消防用設備等の機能)について、総務省令で定めるところにより、定期的に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。</p> | <p>1 鳳土木事務所により、公園管理事務所の自動火災報知設備の受信機について、更新を行った。</p> <p>2 浜寺公園指定管理グループにより、プール第1別館消防用設備について、施設天井裏の自動火災報知設備感知器が点検できるよう、当該設備への開口部を確保した。 また、感知器の確認及び作動テストを行った結果、異常はなかった。</p> |
| | 1 公園管理事務所 消防用設備 | 2 プール第1別館 消防用設備 | | | | | | | | | | |
| 不備 判明日 | 平成24年9月25日 | 平成22年9月29日 | | | | | | | | | | |
| 不備の 内容 | 自動火災報知設備の受信機の 更新が必要な状態 | 自動火災報知設備感知器の確認 及び作動テストができない状態 | | | | | | | | | | |

固定資産の管理の不備

| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
|-----------|--|---|--|
| 大阪府住宅供給公社 | <p>毎会計年度に1回以上固定資産の実査を行うことが規定されているが、備品（10万円以上）について実施されていない。</p> <p>大阪府住宅供給公社会計規程 第44条 固定資産の管理責任者は、毎会計年度1回以上、所管の固定資産を台帳と実地照合しなければならない。</p> | <p>固定資産の実査が行われない場合には、固定資産の紛失や遊休などの状況を適時に認識できなくなる懸念がある。</p> <p>現状の固定資産台帳は現在の所在との乖離があるため、規程に基づき計画的に固定資産実査を実施されたい。</p> | <p>平成26年3月に台帳と備品の実地照合を実施し、全て存在していることを確認した。今後、規程に基づき適正に対応していくよう努める。</p> |

人権・個人情報保護に係る職員研修未受講者への対応の不備

| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
|-----------|--|--|---|
| 大阪府住宅供給公社 | <p>全職員が受講対象となっている人権・個人情報保護研修が、平成24年度中に4回実施されているが、対象者410人のうち19人が未受講となっており、当該未受講者に対し十分なフォローが行われていなかった。</p> | <p>大阪府住宅供給公社の業務は、人権・個人情報等について特に配慮が必要な業務であるため、従事する職員の意識低下を防ぎ、必要な知識の習得が不十分にならないよう、人権・個人情報保護研修の未受講者に対するフォロー体制を整備されたい。</p> | <p>研修当日の出欠確認を徹底し、未受講者からは欠席理由書を提出させる。また、未受講者に対しては、後日速やかに研修資料を配付するとともに、その内容について所属長または研修を受講した職員よりフォローアップ研修を行う。今後、適正な事務の執行に努める。</p> |